

医療証について

子育て世帯、障がいをお持ちの方々の経済的負担軽減のため、医療費のうち、自己負担分の一部を助成する制度です。

【医療証の申請窓口・問い合わせ】 町民課国保医療係 ☎ 85-6130

	① 重度心身障がい(児)者医療証	② ひとり親家庭等医療証
対象となる方	<p>■障がいをお持ちの方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳1・2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④国民年金障害等級1級 ⑤公的年金各法の障害等級1級 ⑥特別児童扶養手当1級 ⑦療育手帳B、かつ身体障害者手帳3級</p> <p>※本人または扶養者に所得税が課税されている場合は自己負担額(負担割合:1割)が発生します。</p>	<p>■18歳以下の児童を扶養している方およびその児童で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①配偶者のいない方およびその児童 ②配偶者が重度の心身障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方およびその児童 ③父母のいない18歳以下の児童 ④「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に基づく法律(DV防止法)」に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた方およびその方に扶養されている児童</p>
	※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。	
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険の資格情報がわかるもの(★)いずれか1つ 対象となることを確認できる下記の手帳など 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書(障害基礎年金・その他公的年金)・恩給証書・特別児童扶養手当証書 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険の資格情報がわかるもの(★)いずれか1つ ※特別な理由により就労できない場合はご相談ください。 ※他に書類が必要になる場合があります(就労証明書など)。
更新について	<p>重度心身障がい(児)者医療証(①)およびひとり親家庭等医療証(②)の更新について</p> <p>現在交付している重度心身障がい(児)者医療証およびひとり親家庭等医療証の有効期限は令和8年6月30日です。引き続き交付を希望される方は更新の手続きが必要になります。有効期限をご確認の上、手続きをしてください。</p> <p>▼更新の時期 6月15日(月)～22日(月) 更新手続きのご案内は6月中旬頃発送します。 ※なお、新規の申請は随時受け付けています。</p>	

	③ 子育て支援医療証・しらたか元気っ子事業医療証
対象となる方	<p>■白鷹町にお住まいの高校3年生相当年齢までの方(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで) ※就職などにより親の扶養を外れた方は対象外です。</p> <p>■就学のため町外に住所を移した上記年齢までの方で、保護者の住所が白鷹町にある方</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 下記の健康保険の資格情報がわかるもの、いずれか1つ 資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータルの健康保険情報 ※保護者の方の健康保険の資格情報が必要になる場合があります。
更新について	<ul style="list-style-type: none"> 出生や転入などで新規該当の方は申請が必要です。 ※現在受給中の方の更新手続きは不要で、有効期限が切れる前に医療証を郵送します。

～ 20 歳になった皆さんへ～ 20 歳になったら国民年金

国民年金は、65歳になった時、病気やケガで障がいが残った時、一家の大黒柱が亡くなった時に、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

☑将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳に達するまでの方が加入し保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており年金の給付は生涯にわたって保障されます。

☑老後のためだけのものではありません！

国民年金は、65歳になった時の老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気やケガで障がいが残った時に受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金保険料のお支払い

☑国民年金の保険料

令和8年4月から令和9年3月までの国民年金保険料は月々17,920円です。

定額の保険料に加えて、毎月400円の保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取れる制度があります（付加年金）。

☑「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

国民年金保険料のお支払い

☑口座振替・クレジットカード・スマホ決済アプリでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間がはぶけ、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。また、スマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済もできます。ぜひご利用ください。

学生納付特例制度

☑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☑申請について

「学生納付特例申請書」に在学期間がわかる学生証の両面コピーまたは在学証明書の原本を添付し、町民課戸籍年金係または年金事務所へ提出してください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、町民課戸籍年金係の窓口で手続きをしてください。

令和8年度分（令和8年7月分から令和9年6月分まで）の免除等の受付は令和8年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になった方で、申請を忘れていた期間がある場合は、町民課戸籍年金係または年金事務所へご相談ください。